

## いじめ防止の取組推進

### 「町田市いじめ防止基本方針」改定の主なポイント

#### Point 1



#### いじめ発生時における組織的な対応の視覚化

- いじめの早期発見や早期対応の流れ、いじめの重大事態発生時の対応の流れを視覚的に示したフロー図を活用し、全教職員に法令の趣旨や法令に基づく対応を周知するよう校内研修（年3回以上）の充実を図る。
- 学校いじめ対応チームの組織図を踏まえ、学校の組織的な対応力の向上を図るために、いじめを発見した教職員が問題を抱え込むことがないように、学校いじめ対応チーム定例会を月1回開催することで情報共有の体制をつくり、実効性の高い取組にする。

#### Point 2



#### 学校評価結果を踏まえた取組の明確化

- 学校のいじめ防止基本方針をより実効性のあるものにするために、取組状況等を学校評価の項目に位置付け、定期的に点検・評価を行い、必要に応じて改善するように努める。
- 保護者や地域住民等が学校のいじめ基本方針により関心をもつようにするために、入学時や年度初め等の機会を捉えて、学校便りや保護者会での説明、学校ホームページの掲載など、定期的に周知する。

#### Point 3



#### インターネットいじめに対する対応の強化

- 情報モラル教育の充実を推進するとともに、児童・生徒に貸与しているタブレット端末については、SNS等の学習に関係のないウェブサイトへのアクセス制限をするなどの技術的対策を行う。
- 児童・生徒に貸与しているタブレット端末の一人一人のログについては、使用状況を記録し管理していることを周知し、指導の充実を図るとともに、必要に応じて警察等の関係機関とも連携して対応する。

#### Point 4



#### 「」町田市独自の取組の明確化

- いじめ問題に対して、法的観点から学校に助言を行う「スクールロイヤー」、社会福祉の専門的知識・技術をもつ「スクールソーシャルワーカー」、公認心理師や臨床心理士等の資格をもつ「町田市スクールカウンセラー」の活用など、関係諸機関等との連携を図るなど教職員のいじめ対応力の向上を図る。
- いじめ匿名連絡サイト「スクールサイン」、学級満足度尺度、学校生活意欲尺度、ソーシャルスキル尺度を把握する心理検査「hyper-QU」を活用し、学校がいじめ等の未然防止に積極的に取り組めるようにする。

いじめ防止基本方針



# はじめに

町田市では、2014年10月に「町田市いじめ防止基本方針」を策定し、その後2017年、2019年に改訂してまいりました。そしていじめを「防ぐ」（未然防止）、いじめに「気付く」（早期発見）、いじめから「守る」（早期対応）を重視したいじめ対策を推進してまいりました。また町田市立学校では、町田市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ問題の解消に向けた取組を進めてまいりました。

しかし、町田市では、いじめの重大事態やいじめの重大事態に類する事案が発生しており、憂慮すべき事態となっています。

これらのことを解決していくためには、これまで以上に学校、教育委員会、さらには家庭や地域も含めた社会全体が一丸となって、いじめ問題を解消する取組を推進することが求められます。

そこで今回の改定では、町田市がいじめ防止に向けて従前から進めている、いじめを「防ぐ」、いじめに「気付く」、いじめから「守る」のいじめ対策については引き続き重視し、町田市立学校におけるいじめの実態を踏まえた、いじめ対応のあり方や保護者との連携の仕方、重大事態発生時の対応方法などについて示しました。そして、保護者や新規採用教員、他の自治体から転入してきた教職員など子どもに関わる全ての方々が、共通理解できる内容とすることを改定の柱といたしました。

## 目次

1	いじめとは？（いじめの定義）	3
2	どのような「いじめ」が起こっているのか？（いじめの態様）	3
3	子どもはそんなサインを出すのかな？	4
4	「いじめ」問題に対して学校の具体的な対応は？	4
5	学校は、いじめ事案発生後、組織的にどう対応しているの？	5
6	「学校いじめ防止基本方針」を踏まえた学校の対応とは？	6
7	学校いじめ対応チームは、どんな組織なの？	6
8	いじめ重大事態発生したら、どのような流れで対応するの？	7
9	どうすれば、「いじめ」をなくせるの？～家庭でできること～	8
10	「子どもの悩み相談」について、どこに相談すればいいの？	8



# 1

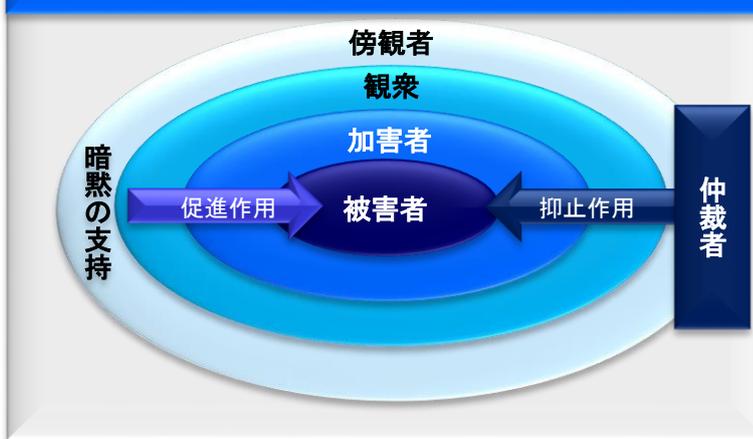
## 「いじめ」とは？（いじめの定義 法第2条）

町田市では、かけがえのない子どもたちがいじめによって悩み、苦しむことなく、元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、いじめをなくすための対策に、強い決意で取り組んでいきます。

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童・生徒の立場に立って対応していきます。

いじめ集団の四層構造モデル（森田 洋司氏）



「いじめ」は被害者と加害者という関係だけでは成立しません。周りではやし立てたりする面白がったりする観衆と、黙って見守っている傍観者を含めた四層構造の中で起こるものです。

- 観衆や傍観者の立場にいる児童・生徒も、結果としていじめを助長していることもあります。
- 加害者と被害者は立場が逆転することもあります。
- 傍観者が仲裁者となれるような指導が大切です。

# 2

## どのような「いじめ」が起こっているのか？（いじめの態様）

「からかい・悪口」、「軽くぶつかる、叩く」、「仲間はずれ、無視」など、大人が気付きにくい「いじめ」が全体の約8割を占めています。また、「インターネット上のいじめ」については、潜在化している可能性があり、注意していく必要があります。

<ul style="list-style-type: none"> <li>■冷やかし・からかい</li> <li>■悪口・脅し文句</li> <li>■嫌がる言葉、心無い言葉</li> <li>■中傷した手紙</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■暴力をふるう</li> <li>■蹴る</li> <li>■遊ぶふりをして叩く、蹴る</li> <li>■すれ違いざまにぶつかる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■仲間はずれ、遊びに入れない</li> <li>■集団による無視</li> <li>■意見を無視する</li> <li>■避けて通る</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■嫌なことをする、させる</li> <li>■恥ずかしいことをする、恥ずかしいことをさせる</li> <li>■危険なことをする、させる</li> <li>■机や持ち物を触らない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■金品を隠す、壊す、捨てる</li> <li>■盗む</li> <li>■上履きを隠す、物を盗む</li> <li>■金銭を強要する</li> <li>■無理やり買わされる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■誹謗中傷するメールや書き込み</li> <li>■インターネット上のなりすまし</li> <li>■個人情報の勝手な掲載</li> <li>■虚偽内容の掲載、</li> <li>■チェーンメール</li> <li>■悪質な画像・動画投稿等</li> </ul>

### 3

## 子どもはそんなサインを出すのかな？（早期発見「気付く」）

児童・生徒からの「いじめ」や「いじめの疑いがある事例」及び「いじめに発展する可能性がある事例」等について、情報を的確に把握することが大切です。早期発見・早期対応など迅速に対応するために、全校で月1回実施する「心のアンケート」の記述や、子どもの様子、人間関係の変化などから「子どものサイン」を見逃さないことが重要です。

当事者同士の以外でも、いじめを見ている子どもの何気ない会話など、「いじめ」発見するための情報はたくさんあります。「おかしいな」と感じたら、すぐに学校に相談しましょう。

<b>表情・態度</b>	
<input type="checkbox"/> 笑顔がなく、沈んでいる	<input type="checkbox"/> わざとはしゃいでいる
<input type="checkbox"/> 感情の起伏が激しい	<input type="checkbox"/> いつもひとりぼっちである
<b>身体・服装</b>	
<input type="checkbox"/> 顔色が悪く、活気がない	<input type="checkbox"/> けがの原因を聞いても曖昧に答える
<input type="checkbox"/> 寝不足等で顔がむくんでいる	<input type="checkbox"/> 登校時に、体の不調を訴える
<b>持ち物・服装</b>	
<input type="checkbox"/> 鞆や筆箱等が隠される	<input type="checkbox"/> ノートや教科書に落書きがある
<input type="checkbox"/> 鞆や靴が隠されたり、いたずらされたりする	<input type="checkbox"/> 必要以上のお金を持っている
<b>言葉・言動</b>	
<input type="checkbox"/> 欠席や遅刻、登校渋りが多くなる	<input type="checkbox"/> 他の子どもから言葉掛けをされない
<input type="checkbox"/> 休み時間に校庭に出たがらない	<input type="checkbox"/> いつも人の嫌がる仕事をしている
<b>遊び・友人関係</b>	
<input type="checkbox"/> 付き合う友達が急に変わったり、教師が友達のことを聞くと嫌がったりする	<input type="checkbox"/> グループでの作業の仲間に入っていない
	<input type="checkbox"/> よくけんかをする
<b>教職員との関係</b>	
<input type="checkbox"/> 教職員と目線を合わせない	<input type="checkbox"/> 教職員との会話を避ける

いじめ発見のチェックシート 一部抜粋

### 4

## 「いじめ」問題に対して学校の具体的な対応は？

学校は、児童・生徒の気持ちに寄り添って、素早く組織的に対応します。

### 未然防止(防ぐ)

#### 《人権教育・道徳教育・情報モラル教育の充実》

- 心の通じ合うコミュニケーション能力の育成。
  - 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり。
  - 児童・生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会の設定。
- 【道徳授業地区公開講座、いじめに関する授業（年間3回以上）、校内研修（年3回以上）、スクールサイン】

### 早期発見(気付く)

#### 《信頼関係の構築・積極的ないじめの認知》

- 日頃からの児童・生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童・生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
  - いじめやその兆候を隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- 【心のアンケート・いじめ・虐待防止等のチェックリスト、心のアンケート（毎月実施）や教育相談】



### 早期対応(守る)

#### 《学校 いじめ対応チームを中心とした組織的な対応》

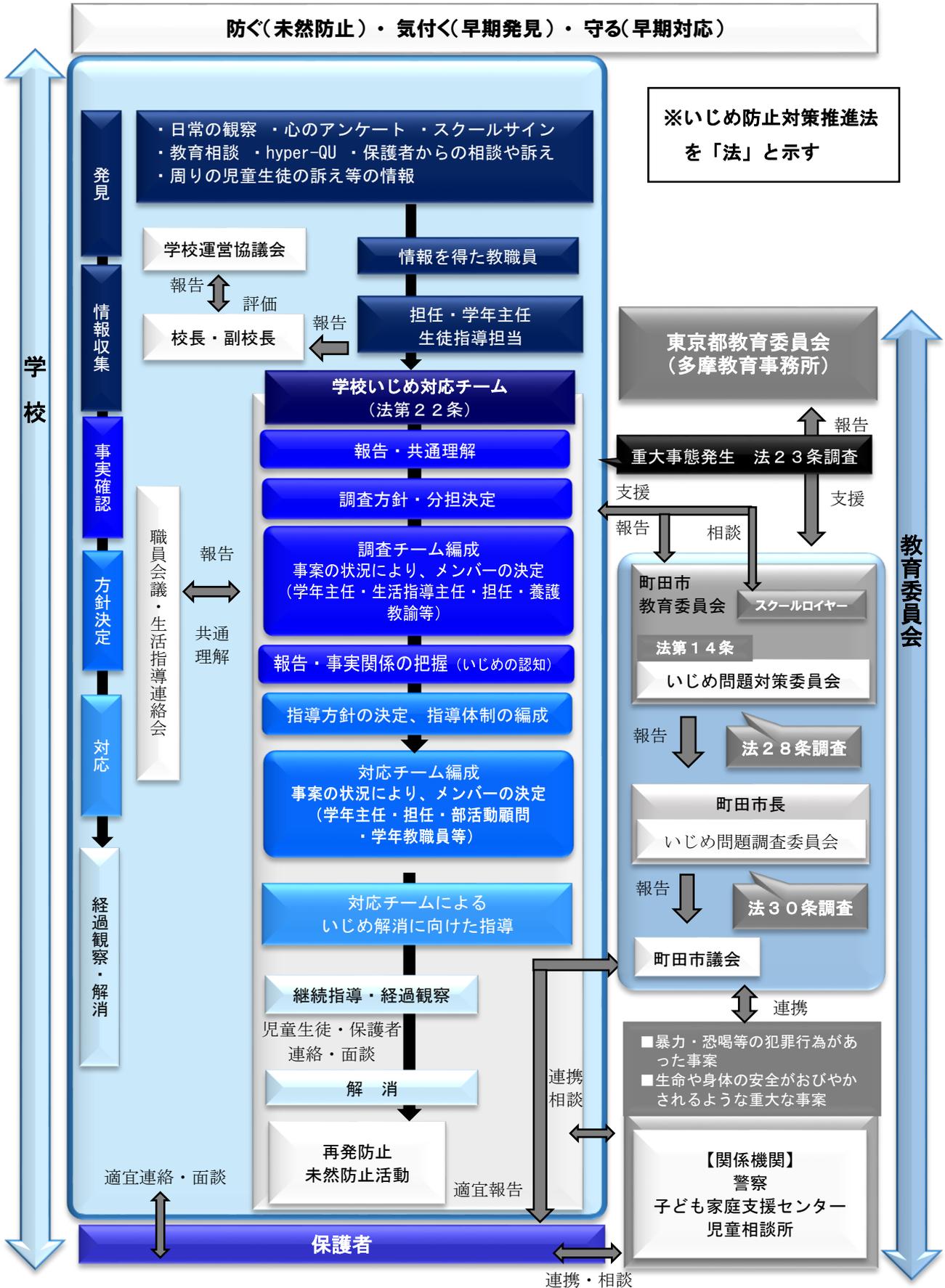
- 各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。
- 学校いじめ対応チームにおいて情報収集（共有）、事実確認、方針決定、継続的な支援・ケアを行う。
- いじめを行った児童・生徒に対する指導、再発防止に向けた指導、保護者の協力、関係機関との連携など、組織的に対応する。

【スクールロイヤーの活用】

# 5

## 学校は、いじめ事案発生後、組織的にどう対応しているの？

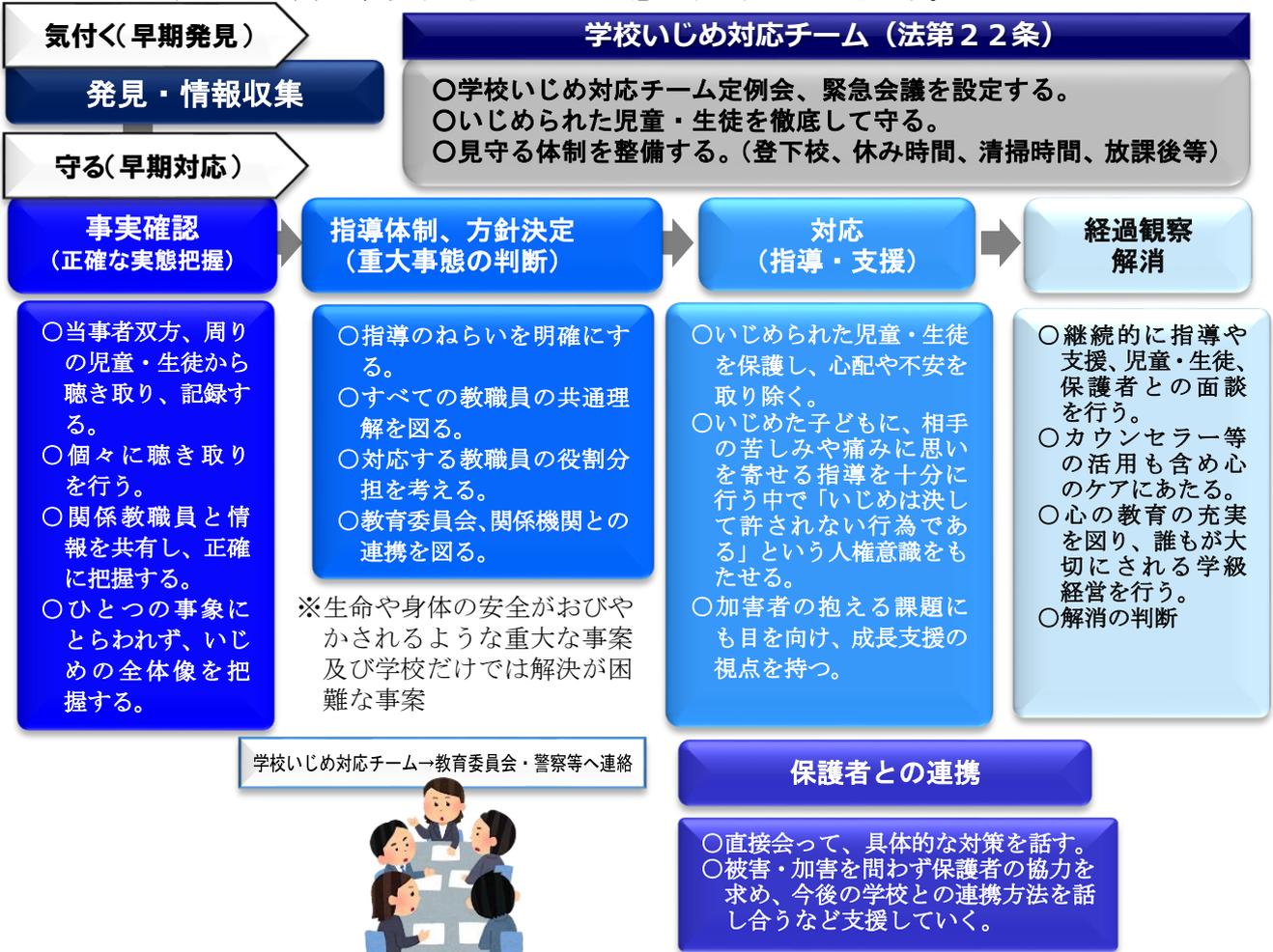
いじめ（「疑い」を含む。）に係る情報がある場合には、緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、関係児童・生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係を把握し、早期に対応します。



# 6

## 「学校いじめ防止基本方針」を踏まえた学校の対応とは？

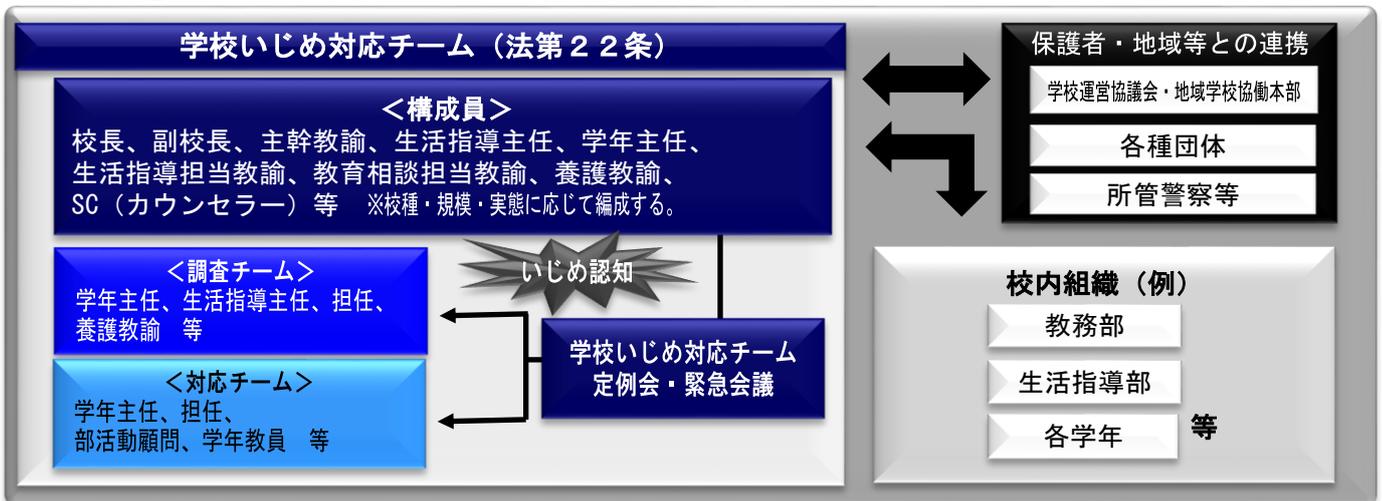
町田市では、この法令に基づいた「学校いじめ防止基本方針」を踏まえ、かけがえのない子どもたちがいじめによって悩み、苦しむことなく、元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、いじめをなくすための対策に、以下の流れで強い決意で取り組んでいきます。



# 7

## 学校いじめ対応チームとは、どんな組織なの？

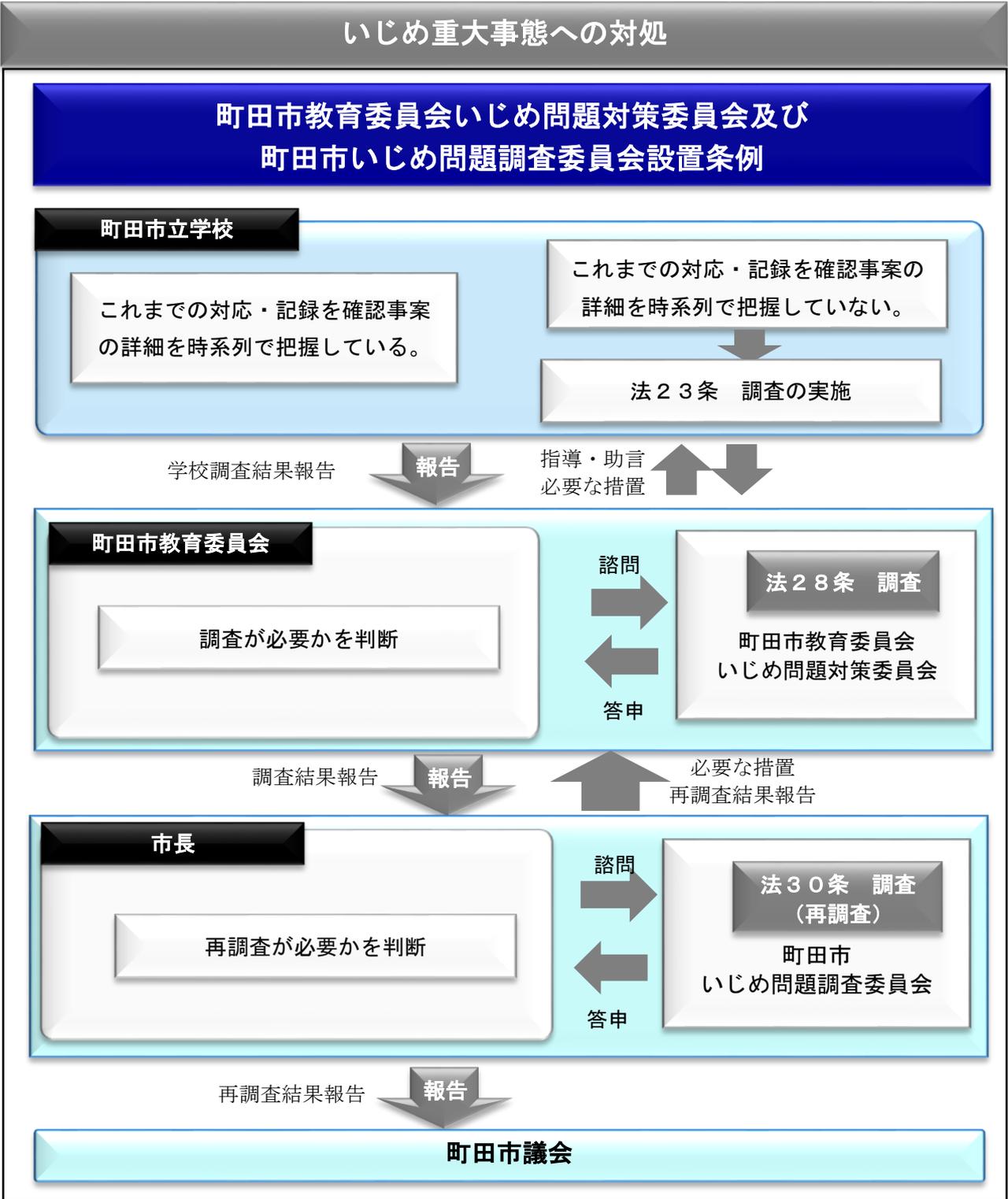
法第22条に基づき、学校は、「学校いじめ対応チーム」を設置します。学校いじめ対応チームとは、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの適切かつ迅速な対処等、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担うものです。



# 8

## いじめ重大事態発生したら、どのような流れで対応するの？

重大事態の調査は、事実関係が確定した段階で行うのではなく、「疑い」が生じた段階で速やかに開始しなければなりません。重大事態に該当するか否かの判断は、学校からの第一報をもとに学校と教育委員会が協議し、客観的・多面的に判断し、速やかに対処方針を共有し、対応します。



# 9

## どうすれば、「いじめ」をなくせるの？～家庭でできること～

安心でき、自己肯定感や充実感を感じられるように、子どもの居場所をつくることが「いじめ」の未然防止につながります。学校、家庭、地域と連携していじめ防止の推進に取り組んでいきます。

### 家庭での取組

- 子どもの話を最後までじっくり聞くことを大切にする。
- 一緒に会話したり、食事をしたりする機会をつくる。
- 子どもの趣味や関心のあることを話題にしてコミュニケーションを大切にする。
- 一緒に活動する時間をつくる。
- 「早寝・早起き」「あいさつ」など基本的な生活習慣を大切にする。
- 約束やルールの意味、守ることの大切さを一緒に考える。
- 家庭での約束事を一緒に考えて決める。
- 子どもの個性や特性を認め、自分に自信がもてるように接する。
- 携帯電話やスマートフォン、ゲームを与えるときは目的や約束を確認する。



# 10

## 「子どもの悩み相談」について、どこに相談すればいいの？

ご心配なこと、気になることがありましたら、まず、学校にご相談ください。

### 学校

担任や学年主任

スクールカウンセラー

生活指導主任、管理職



学校と教育委員会が連携して対応します。



### 相談機関

教育センター

教育委員会

相談機関等

相談機関	電話番号	相談日時
町田市教育相談 来所相談【町田市教育センター】	042-792-6546	月～金 第1・第3土 8:30～12:00 13:00～17:00
町田市教育相談 電話相談【町田市教育センター】	042-792-6548	月・水・金 9:00～12:00 13:00～16:00
いじめ110番【町田市教育委員会指導課】	042-724-2867	月～金 8:30～17:00
東京都いじめ相談ホットライン 【東京都教育相談センター】	0120-53-8288	24時間対応
24時間子供SOSダイヤル【全国統一ダイヤル】	0120-0-78310	24時間対応
子どもの人権110番【法務省人権擁護局】	0120-007-110	月～金 8:30～17:15